

高等学校等での修学に利用できる資金等の概要一覧（※詳細は“問合せ先”にご連絡ください。）

名 称		高等学校等就学支援金	高校生等・新修学支援	高等学校等奨学のための給付金	島根県育英会高等学校等奨学資金	生活福祉資金（教育支援資金）	母子父子寡婦福祉資金 （修学資金・就学支度資金）	
応募資格概要		島根県内の高等学校等に在籍する生徒	島根県内の高等学校等に在籍する生徒	島根県内の高等学校等に在籍する生徒	島根県出身の生徒等であって、学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な者	所得申込要件にあてはまる低所得世帯で、他から資金の借入が困難な世帯（他の奨学金等の貸与が受けられない場合、他の奨学金等の貸与の前に資金が必要な場合）	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	
対象学校	高 校	●	●	●	●	●	●	
	高専（1年～3年）	●	●	●	●	●	●	
	専修学校 高等課程	●	●	●	●	●	●	
対 象	・日本国内に住所を有する者（※1） ・高等学校等を卒業していない者 ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えない者 （※1）日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～⑦のいずれかに該当する者。①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者		①R8年4月以降に入学する生徒のうち就学支援金の旧制度であれば支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生を除く） ②R8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒（留学生含む）	授業料以外の教育費を支援する返済不要の給付金制度。 ①生活保護受給世帯 年額32,300円 ②非課税世帯 年額143,700円（通信制50,500円） ③年収270万円～380万円相当世帯 年額47,900円（通信制16,830円） ④年収380万円～490万円相当世帯 年額35,930円（通信制12,630円）	在学する高等学校等の卒業までの最短期間 修業年限の最終月まで（月額）	下記の限度額以内で、 就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。 （貸付限度額）	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費（月額）	
支給額								
	高 校							
	高 専 （1年～3年）							
	専修 学校	高等課程						

（注）この一覧表は令和8年7月現在の情報です。制度内容や金額等変更になる場合もあります。